

熊谷市営住宅入居者募集案内

令和 6 年 2 月募集

入居日 令和 6 年 5 月 1 日(水)

○申込み期間

【令和 6 年 2 月 1 日(木)～令和 6 年 2 月 21 日(水)】
(郵送受付：令和 6 年 2 月 21 日(水)の消印有効)

- 注意
- (1) この募集案内をよくお読みいただいたうえでお申込みください。
 - (2) 申込書は、埼玉県住宅供給公社 熊谷支所へ郵送していただきます。
熊谷市役所営繕課での受付は行いません。
 - (3) 申込書提出後の記載事項の変更はできません。
 - (4) 申込書類の返却は行いません。

お申込みについてのお問い合わせ先

埼玉県住宅供給公社 熊谷支所(熊谷市営住宅担当)

〒360-0826 埼玉県熊谷市赤城町一丁目 147 番地 2

TEL:048-577-6043

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

(土、日及び祝祭日を除く)

目次

	市営住宅とは	P 1
1	申込みから入居まで	P 2～3
2	申込み方法	P 4
3	申込み期間	P 4
4	申込みにあたっての注意	P 4
5	入居者の資格	P 5～6
6	収入基準	P 7
7	収入月額計算方法	P 8～P 11
8	申込みに必要な書類	P 12～14
9	家賃	P 15
10	敷金	P 15
11	自治会（共益費他）	P 15
12	緊急時等連絡先	P 15
13	駐車場	P 15
14	ペットについて	P 15
15	住宅の使用について	P 15
16	住宅情報	P 16～18
※	申込みに必要な書類（様式）	P 19～30
17	募集住宅一覧	P 31
18	熊谷市営住宅位置図	P 32

申込みをされる前に一度ご確認ください。

市営住宅とは

市営住宅は、住宅に困っている所得の少ない方々のために、建設された住宅です。比較的安価な家賃額で入居できますが、市営住宅は他の民間住宅とは異なり、いろいろな義務や制限が条例等で定められております。

また、市営住宅は子育て中の若い世帯やご年配の方、障害のある方などさまざまな方が入居しています。お住まいいただく皆様にはルールやマナーを守っていただきますようお願いいたします。

1 団地自治会活動への参加にご協力ください。

市営住宅の自治会は、団地敷地内の管理活動を行っているほか、入居者相互の親睦活動、共益費の徴収を行っており、共同住宅での生活を快適に過ごすうえで不可欠な組織です。入居後は団地自治会活動に入会いただき、明るい住まいづくりにご協力ください。

2 共益費や駐車場代金は別途かかります。

市営住宅では、家賃のほかに共同で利用する施設等の管理費用が必要となります。共益費は各団地により負担金額が異なり、それぞれの団地の自治会が管理しています。

駐車場代金は、市から使用承認された方のみにかかります。またご利用の場合は駐車場使用申請が必要です。

※籠原八平前住宅は駐車場はありません。(隣接地に民間の駐車場があります。)

3 毎年の収入申告や世帯の変動に伴う手続きが必要です。

入居後も毎年、収入の申告を行うことや、同居・転出等が発生した場合には、市役所への届け出とともに埼玉県住宅供給公社への手続きが必要となります。

4 お部屋の修繕は必要最低限です。

市営住宅のお部屋は、皆様にご入居いただく前に、修繕やクリーニング等を実地しておりますが、床、壁、天井、木枠、建具等にキズや色染みなどが残っている場合があります。残っていたキズや色染みは、住宅の使用に支障のない場合そのままご使用いただきます。あらかじめご理解ご了承の上、お申込み・ご入居いただきますようお願いいたします。

5 ペットの飼育や一時預かり、給餌は禁止です。

市営住宅では犬、猫、鳥類その他の動物飼育（一次預かりを含む）及び給餌を禁止しております。

1 申込みから入居まで

申込み資格の確認

市営住宅に申込みするためには一定の資格が必要です。
この案内書の「入居者の資格」を必ずご覧になり確認してください。

申込書の記入

「市営住宅入居申込書」は、記入例を必ずご覧いただき、必要事項を記入してください。記入漏れ、誤記入及び読み取れない部分等があると受付できません。熊谷市役所営繕課での受付は行いません。資格等を誤って申告されますと失格になりますので十分ご注意ください。個人情報取り扱いに関わる「同意書」についても内容を確認のうえ、同意の証として記入してください。

申込書の郵送、入居資格審査

「申込用封筒」に必要な額の切手を貼り、「市営住宅入居申込書」及び「同意書」、資格審査に必要な書類をそろえて、埼玉県住宅供給公社へ郵送してください。

申込み期間 : 令和 6年 2月 1日(木)～令和 6年 2月21日(水) 消印有効

不足書類締切 : 令和 6年 2月28日(水) 必着

「受付票」発送 : 令和 6年 3月 8日(金)

※1週間を過ぎても「受付票」が届かない場合は埼玉県住宅供給公社熊谷支所市営住宅担当までお問合せください。

暴力団員調査

申込み本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないことを埼玉県警察本部に照会します。この照会に該当された世帯は失格となります。

抽せん会

入居予定者を決めるために抽せん会を開催します。
抽せん会を欠席する場合でも結果に影響はありません。

日 時 : 令和 6年 3月15日(金) 午前10時00分

会 場 : 埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 2階会議室

※新型コロナウイルス感染症に伴う非常事態宣言等の状況によっては、抽せん会を実施しない可能性があります。



抽せん結果通知書、及び入居に必要な書類

当選者には「入居承認書」「入居請書」「敷金納入通知書」を送付します。

緊急時等連絡先が1名必要となります。

緊急時等連絡先の身分証明書の写しを必ず添付して提出してください。

発送予定日 : 令和 6年 4月2日(火)

提出期限 : 令和 6年 4月15日(月)必着

※指定期日以後の到着は失格となります。



入居可能日通知書の発送

入居書類の審査を通過された入居予定者の方に「入居可能日通知書」を送付します。

発送予定日 : 令和 6年 4月19日(金)



入居説明会、鍵渡し

入居書類の審査を通過された入居予定者に説明会及び鍵渡しを行います。

入居説明会 : 令和 6年 5月 1日(水) 午前10時00分～ ※1時間程度

入居可能日 : 令和 6年 5月 1日(水)

※入居説明会終了後、お部屋の鍵をお渡しします。

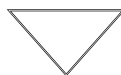


入 居

「入居可能日」から15日以内に入居してください。

家賃は「入居可能日」から発生します。

☆郵便局、水道、電気、ガスの手続きも速やかに行ってください。



入居完了届の提出

入居が完了してから7日以内に入居完了届、住民票（市営住宅の住所のもの）、室内確認書を必ず提出してください。

2 申込み方法

P5～11の入居資格を確認いただき、資格審査に必要な書類（P12～14）を同封の専用封筒で郵送してください。封筒には申込者の住所、氏名を必ず記入してください。

3 申込み期間

令和6年2月1日(木)から令和6年2月21日(水)までです。

※令和6年2月21日(水)までの消印有効です。

投函日が21日でも消印が22日の場合は失格です。

4 申込みにあたっての注意

- (1) 申込み資格等を確認し、世帯の状況に合った種類の住宅を選択してください。
- (2) 申込書には、募集住宅一覧表（P31）の「申込番号」と「住宅名」を間違いのないように記入してください。
- (3) 申込書提出後は、「入居希望住宅」を変更することはできません。
- (4) 個人情報利用目的についての「同意書」（P22）が必要になりますので、「同意書」に住所、氏名を記入のうえ、申込書と一緒に郵送してください。
- (5) 熊谷市役所営繕課での受付は行いません。
- (6) 次の場合は失格となります。
 - ア 一世帯で2通以上の申込みをしたとき、又は同一の氏名を2通以上の申込書（同居親族欄に記入しているものを含む）に記入したとき。
 - イ 申込み内容が虚偽であることが明らかになったとき。
 - ウ 申込書の記載内容に誤り、不備があったとき。
 - エ 申込み資格のない住宅に申込みをしたとき。
 - オ 申込み後に住所、電話番号等を変更し、これを公社に連絡しなかったため、連絡がとれなくなったとき。（通知等を含む）
 - カ 資格審査において、指示された書類を指定期日までに提出しなかったとき。
 - キ 申込書に記載した家族が入居できなくなったとき。
 - ク 不足書類については期間中随時、連絡をします。なお、申込書だけで資格審査に必要な書類がない場合は失格となります。

5 入居者の資格

(1) 共通要件

市営住宅へ入居の申込みができる方は、次のアからキ（単身住宅についてはイからキ）までの要件をすべて備えている方に限ります。なお、全て申込み時点で条件を満たしている必要があります。

ア 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚約者を含む）があること。

※ 夫婦のどちらか一方が子供と申込む場合（DV被害者の方を除く）、2親等だけ（兄弟姉妹・祖父母と孫だけ）で申込む場合等、社会通念上著しく不自然な世帯分離は除きます。

※ 内縁関係で申込みの場合は、申込み時点において住民票で1年以上の同居が確認でき、かつ双方に配偶者がいない事が条件となります。

※ 婚約者で申込みの場合は、入居可能日の前日までに入籍したことが確認でき、かつ同時に入居することが条件となります。

※ パートナシップ宣誓者の場合、入居可能日の前日までに、熊谷市発行のパートナーシップ宣誓証明書の写し又はパートナーシップ宣誓証明カードの交付を受けことを確認でき、かつ同時に入居することが条件となります。

イ 熊谷市内に住所又は勤務場所があること。

ウ 入居しようとする世帯全員の収入総額が、P7の収入基準の範囲内であること。

エ 市税等を滞納していないこと。

オ 申込み本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

カ 犬、猫などのペットの飼育しないことを誓約し、履行できること。ペットの飼育をしている方は申し込みを受け付けません。なお、ペットの一時預かり、餌やりも認められません。

キ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

なお、自己所有の住宅や地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅に居住している方は「住宅に困窮」しているとは認められません。

ただし、以下の表に該当する場合は申込みできる場合があります。

○公営住宅等に居住している方

① 現に居住している住宅の除却が決定されている方

② 主たる収入を有する居住者の通勤時間が片道90分を超える方

※公共交通機関（バス、電車）の乗車時間のみの合計で乗車の為の待合時間は含みません。

③ 加齢、病気又等による慢性的な機能障害等により、階段の昇降等で日常生活に支障をきたしたことから下層階等の住宅を希望する方

④ 特定用途住宅以外で居住している方で、特定用途住宅への申込み資格を備えたことにより、当該住宅に申込む方

⑤ 特定用途住宅に居住している方で、入居後、当該住宅への申込み資格がなくなったことにより、その他の住宅へ申込む方

⑥ 入居後、世帯人数に変動があり、世帯人数に相応の住宅に申込む方

例) 2DKの住宅に4人で住んでいる世帯が、3DKに申込む場合

(2) 住宅の種類による要件

母子父子世帯向住宅

共通要件をすべて備えており、申込み時点で以下の条件を有する 2 人以上の親族で構成されている世帯であること。

- ・ 申込者本人が配偶者のいない親であり、現に 20 歳未満（入居可能日の前日時点）の児童（所得が 38 万円未満）を扶養している世帯（別居、離婚調停中、又は婚約者や内縁関係の相手がいる方は該当しません。）

単身住宅（単身・一般兼用住宅に申込み場合を含む）

共通要件をすべて備えており、申込み時点で以下のいずれかの条件を有する 1 人の世帯であること。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は申込みできません。

- ① 満 60 歳以上の方
- ② 1 級～4 級の身体障がい者手帳の交付を受けている方
- ③ 1 級～3 級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ④ ④、A、B 又は C に該当する療育手帳の交付を受けている方
- ⑤ 障がいの程度が「恩給法」別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症に該当する戦傷病者である方
- ⑥ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方
- ⑦ 生活保護受給者である方
- ⑧ 海外からの引揚者で、本邦引揚後 5 年を経過していない方
- ⑨ 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第 2 条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方
- ⑩ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 1 条第 2 項に規定する配偶者等からの暴力の被害者で次のいずれかに該当するものである
 - ・ 上記の法律第 3 条第 3 号に規定する保護が終了した日から 5 年を経過していない方
 - ・ 裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から 5 年を経過していない方

6 収入基準

入居にあたっては、前ページの入居者資格の共通要件で、その入居世帯の収入が一定の基準以下であることが要件とされています。

この収入基準については、入居世帯の収入認定用所得金額から控除を引いた額を12か月で割った額＝「収入月額」が「158,000円以下」であることが要件になります。

ただし、下記ア～コの各項目に該当する方が同居する世帯（裁量世帯）においては、「収入月額」が「158,000円以下」から「214,000円以下」に緩和されます。

ア 1級～4級に該当する身体障がい者

イ 1級、2級の精神障がい者

ウ ①、A、Bに該当する知的障がい者

エ 申込者本人が申込み時点において満60歳以上の方であり、かつ同居者が60歳以上の方、または18歳未満の方

オ 戦傷病者手帳（障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方

カ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方

キ 海外からの引揚者で、本邦引揚後5年を経過していない方

ク 単身住宅へ申込み60歳以上の方

ケ 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方

コ 同居者に中学校卒業前までの子がいる方

「収入月額」の計算については、次ページの「収入月額計算方法」を参考にさせていただき、ご不明な点等につきましては埼玉県住宅供給公社熊谷支所までお問い合わせください。

7 収入月額計算方法

(1) 収入認定用所得金額

最初に家族全員の収入認定用所得金額を計算します。この収入認定用所得金額とは年間収入金額から所得控除等を差し引いた金額のことです。

ア 給与、事業所得

(①～③の方は次ページの計算をする必要はありません。)

①	給与所得 (パート、アルバイトを含む)	源泉徴収票では「支払金額」ではなく「給与所得控除後の金額」から10万円を差し引いた金額(差し引き後にマイナスとなる場合は0円)が収入認定用所得金額です。市町村発行の所得証明書では「給与収入」ではなく「所得金額」がそのまま収入認定用所得金額になります。	
②	事業所得	確定申告書の所得金額の合計がそのまま収入認定用所得金額に当たります。	
③	昨年1月2日以降に事業又は営業を開始した場合	事業を営んだ月数の年間収入金額から収入認定用所得金額を算出	$\frac{\text{年間収入金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12 = \text{収入認定用所得金額}$

(④～⑤の方は下記のとおり推定年間収入を算出し、次ページを参考に収入認定用所得金額を計算してください。)

④	昨年1月2日以降に就職又は転職した場合	勤続月数から推定年間収入金額を算出します。	$\frac{\text{年間収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤続月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{推定年間収入金額}$
⑤	就職後1か月に満たず、まだ1か月の給料が支給されない場合	基本給、家族手当、住宅手当等固定的給与を12倍する。	$\text{固定的給与} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$ $\text{時給} \times \text{時間} \times \text{日数} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$

イ 年金所得

(⑥の方は非課税年金ですので、収入認定用所得金額はゼロとなります。)

⑥	遺族年金、障害者年金、恩給扶助料、老齢福祉年金等の非課税年金受給者
---	-----------------------------------

(⑦の方は次ページを参考に収入認定用所得金額を計算してください。)

⑦	国民年金、厚生年金、公務員共済年金等の課税年金受給者
---	----------------------------

(2) 推定年間収入金額から収入認定用所得金額を算出 (④～⑤に該当する方)

ア 端数処理

推定年間収入金額を下の(表1)に従って端数を整理します。

(表1)

年間収入金額の範囲	端数整理の方法・結果
1,618,999円以下	端数整理しない
1,619,000円以上1,619,999円以下	1,619,000円
1,620,000円以上1,621,999円以下	1,620,000円
1,622,000円以上1,623,999円以下	1,622,000円
1,624,000円以上6,599,999円以下は次のように整理する。 ※推定年間収入を4,000で除して小数点以下を切り捨て、これに4,000を乗じる。 (例) $2,131,987 \text{円} \div 4,000 = 532.9967 \Rightarrow 532 \times 4,000 = 2,128,000 \text{円}$	
6,600,000円以上	端数整理しない

イ 年間所得金額計算

端数整理した金額を(表2)の右欄の計算式により年間所得金額を計算します。

(表2)

端数整理後の年間収入金額	年間所得金額
550,999円以下	0
551,000円以上1,627,999円以下	端数整理後の年間収入金額-550,000円
1,628,000円以上1,799,999円以下	端数整理後の年間収入金額 $\times 0.6 + 100,000$ 円
1,800,000円以上3,599,999円以下	端数整理後の年間収入金額 $\times 0.7 - 80,000$ 円
3,600,000円以上6,599,999円以下	端数整理後の年間収入金額 $\times 0.8 - 440,000$ 円
6,600,000円以上9,999,999円以下	端数整理後の年間収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円

ウ 収入認定用所得金額計算

年間所得金額から10万円を差し引いた金額(差し引き後にマイナスとなる場合は0円)が収入認定用所得金額となります。

(3) 課税年金収入からの収入認定用所得金額の計算 (⑦に該当する方)

ア 年間所得金額計算

公的年金の源泉徴収票の支払金額または年金の支払通知書合計額を次の(表3)の計算式に当てはめて年間所得金額を算出します。

(表3)

受給者の年齢	その年の年金額 (円)	年間所得金額 (円)
65歳以上	1,100,000円以下	0
	1,100,001円以上 3,299,999円以下	年金額 - 1,100,000円
	3,300,000円以上 4,099,999円以下	年金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上 7,699,999円以下	年金額 × 0.85 - 685,000円
65歳未満	600,000円以下	0
	600,001円以上 1,299,999円以下	年金額 - 600,000円
	1,300,000円以上 4,099,999円以下	年金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上 7,699,999円以下	年金額 × 0.85 - 685,000円

※受給者の年齢区分は、その年の12月31日の年齢によります。

イ 収入認定用所得金額計算

年間所得金額から10万円を差し引いた金額(差し引き後にマイナスとなる場合は0円)が収入認定用所得金額となります。

* 給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の合計が10万円を超える場合は、給与所得控除後の金額から最高で10万円を差し引いた額が給与所得金額となります。

(4) 収入月額算定

世帯の収入認定用所得金額(本人の収入認定用所得金額と家族の収入認定用所得金額の和)から「親族による控除」と「特別控除」を差し引き、控除後の金額を12で除した金額が「収入月額」になります。

ア 親族による控除(一般控除)

すべての世帯にあてはまり、収入のある配偶者や親族も対象となります。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{入居世帯数} \\ \hline \text{名} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{申込本人} \\ \hline \text{1名} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{遠隔扶養親族} \\ \hline \text{名} \\ \hline \end{array} \right) \times 38 \text{万円} = \begin{array}{|c|} \hline \text{親族控除額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

イ 特別控除 家族の状況にあわせて「特別控除」(表4)があります。

収入月額計算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{世帯の収入認定} \\ \hline \text{用所得金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \hline \text{(ア+イ)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{控除後の} \\ \hline \text{世帯所得額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div 12 \text{月} = \begin{array}{|c|} \hline \text{収入月額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

(表 4)

控除種別		控除対象者	控除金額
一般	同居・扶養	申込者本人を除く同居（又は同居しようとする）親族及び同居しない扶養親族	38万円× 人＝ 円
	給与所得等	申込者本人又は同居親族に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	10万円× 人＝ 円 （所得金額が10万円未満は当該所得額）
特別	老人扶養親族	扶養親族のうち年齢70歳以上の人	10万円× 人＝ 円
	特定扶養親族	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	25万円× 人＝ 円
	障がい者	申込者本人、同居親族及び同居しない親族のうち ① 児童相談所などから中度・軽度の知的障がいと認定された方 ② 2、3級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 ③ 3～6級の身体障がい者手帳の交付を受けている方 ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第四項症から第六項症までまたは第一款症までの方 ⑤ 年齢65歳以上で障害の程度が①、③と同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方	27万円× 人＝ 円
	特別障がい者	申込者本人、同居親族及び同居しない親族のうち ① 心神喪失の状況にある方 ② 1級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 ③ 児童相談所などから重度の知的障がいと判定された方 ④ 1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている方 ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第三項症までの人 ⑥ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑦ 年齢65歳以上で障がいの程度が①、③、④と同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方 ⑧ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人	40万円× 人＝ 円
	寡婦	所得者本人が①から③のいずれかに該当し、かつアからウの要件すべてに当てはまる方 ① 夫と離婚してから婚姻していない方で扶養親族がいる方 ② 夫と死別してから婚姻していない方 ③ 夫の生死が明らかでない方 ア ひとり親に該当しないこと イ 合計所得金額が500万円以下であること ウ 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがないこと	27万円× 人＝ 円
	ひとり親	所得者本人が現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない方で次の要件のすべてに当てはまる方 ① 生計を一にする子どもがいること ② 合計所得金額が500万円以下であること ③ 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	35万円× 人＝ 円 （所得額が35万円未満の場合は当該所得額）

8 申込みに必要な書類（全申込者が提出する書類）

申込書及び、必要書類（P12～P14で該当する書類を含む）をすべて揃え、埼玉県住宅供給公社熊谷支所に郵送で申し込んでください。なお、記入するものを除き、写しと記載のない書類はすべて原本が必要です。

マイナンバーカードをお持ちの方は、行政機関発行の書類であればお近くのコンビニエンスストアで取得できる場合があります。

○全員の方が提出する書類（各種証明書は3か月以内に発行のもの）

合否及び、入居後の家賃等に関わります。該当書類は、必ず確認のうえ、提出してください。

書類の種類	ページ 発行	書類の内容
申込書 同意書	P20、P22 記入例 P19 参照	市営住宅入居申込書 記入漏れ、記入間違いのないようにしてください
申込み世帯 全員の住民票	市民課	世帯全員で、続柄の記載のあるもの
申込み世帯 全員の所得の 証明書	市民税課	令和5年度（令和4年分）所得証明書 ※中学生以下の人を除いて全員のものがが必要です
源泉徴収票（原本）		給与所得の源泉徴収票 公的年金等（令和5年分）の源泉徴収票 ※中学生以下の人を除いて全員のものがが必要です
申込み世帯 全員の市税等 の滞納がない ことの証明書	納税課	各市区町村が発行した市税等の滞納がないことの証明書 ※中学生以下の人を除いて全員のものがが必要です ※市税等には、市民税の他に国民健康保険税、軽自動車税も含まれます
申込み世帯 全員の現在 住んでいる 住宅の証明		アパート等に居住されている方 賃貸借契約書（契約期間内）全ページの写し ※社宅等で賃貸借契約書がない場合は、貸主との賃借証明を提出してください
	資産税課	親族等の家に居住されている方 所有権の記載のある家屋の固定資産税評価証明書 ※共有名義の場合は、共有者すべてが分かるもの

○該当する方のみが提出する書類（各種証明書は3か月以内に発行のもの）

区 分	ページ 発行	書類の名称内容
ひとり親世帯 (配偶者のない方、 非婚含む)	市民課	戸籍謄本 ※親子別戸籍の場合は双方のものが必要
配偶者のいない成人 (単身入居予定の方 含む)	市民課	戸籍謄本 ※配偶者がいないことを確認できるもの
寡婦控除に 該当する方	市民課	戸籍謄本（配偶者の有無が確認できるもの）
事実上婚姻が 解消した世帯	市民課	戸籍謄本 申込み時点で1年以上別居していることが確認できる双方の 住民票（続柄記載）又は、家庭裁判所に離婚の調停を申し立て ている証明書、児童扶養手当証明書
障がい者の認定を 受けている方		身体障がい者手帳の写し 精神障がい者保健福祉手帳の写し 療育手帳の写し 戦傷病者手帳の写し等
原子爆弾被爆者の 方		被爆者健康手帳の写し
生活保護を受給し ている方	生活福祉課	生活保護受給証明書
特定中国残留邦人 で支援給付を受給 している方		支援給付受給証明書
単身世帯で申込み の方	P23～P24 市民課	自活状況申立書 戸籍謄本
前年1月2日以降に 現在の職場に就職 した方	P25	給与支払証明書
前年1月2日以降に 自営業を開業した 方	P26	事業所得等収支明細書 税務署長に提出した開業届けの控えの写し
前年1月2日以降に 退職し現在無職の 方	P27	退職証明書 又は ハローワーク発行の雇用保険受給資格者証（両面）の写し
市外居住者で熊谷 市内に勤務場所が ある方	P28	在職証明書 ※申込み時点で熊谷市内に勤務していること

（次ページへ続きます）

(前ページからの続きです)

区 分	ページ 発行	書類の名称内容
婚約中の者が ある方	P29 市民課	婚約申立書 続柄の記載のある双方の住民票 ※入居可能日の前日までに入籍したことが確認できる戸籍謄本を提出してください
内縁関係に該当 する方	P30	それぞれの戸籍謄本と内縁関係申立書 申込み時点において1年以上同居していることが確認できる世帯全員の続柄記載の住民票
パートナー シップ宣誓者	人権政策課 P30	パートナーシップ宣誓証明書の写しまたは パートナーシップ宣誓証明カード両面の写し ※宣誓予定者の場合は、パートナーシップ関係申立書を提出してください。なお、宣誓証明書の写しまたは宣誓証明カード両面の写しについては、入居可能日の前日までに提出してください。
ハンセン病療養 所等に入所して いた方		入所証明書
日本国籍の ない方	市民課	在留カードまたは特別永住者証明書（カード）表裏の写し ※みなし期間により在留カード等の交付を受けていない方は 外国人登録証明書（カード）表裏の写し ※世帯の中で、カードの交付を受けている方は全員分が必要となります
DV被害者世帯		次のいずれかの書類 ① 配偶者暴力相談支援センターの長の入所証明（発効5年以内のもの） ② 母子生活支援施設の長の入所証明（発効5年以内のもの） ③ 裁判所が決定した保護決定書の写し（発効5年以内のもの）

9 家賃

市営住宅の家賃は、世帯の収入に応じた家賃算定基礎額に、住宅の規模や立地条件、築年数などの条件が加味されて決まります。

入居年度の家賃額については、「入居承認書」により、お知らせいたします。

ア 家賃は引越し日にかかわらず、入居可能日から発生します。

イ 家賃の支払いは、口座振替となります。熊谷市指定金融機関へ「口座振替依頼書」を提出してください。

ウ 入居後は、毎年収入申告をしていただき、その結果に基づき、毎年度の家賃額を決定します。

エ 家賃を3か月以上滞納したときは、住宅の明渡し請求の対象となります。

10 敷金

入居手続きの際に、家賃の3か月分の「敷金」を納入してください。

「敷金」は退去されるときにお返しいたします。

1.1 自治会（共益費他）

家賃のほかに、共用灯や浄化槽の清掃及び維持管理等の共同施設の運営費用が「共益費」として入居者負担となります。

各住宅の共益費の負担額は設備内容等により異なります。団地自治会等で運営、集金等を行っておりますので、住宅管理人又は団地自治会の方から説明を受けてください。

1.2 緊急時等連絡先

入居の際には、緊急時等に連絡の取れる方（以下、緊急時等連絡先とする。）が1名必要となります。

緊急時等連絡先は、入居者と連絡が取れなくなった場合や入居者が倒れた場合などの緊急時に連絡が取れ、対応できることが条件となります。

また、入居手続きの際に「市営住宅入居請書」に記名していただき、「本人確認書類（顔写真のあるもの）」を提出してください。

1.3 駐車場

赤城町、籠原、中妻、大幡、江波住宅には駐車場があります。

駐車場は、原則として一世帯1台利用できます。区画決定後の変更はできません。

使用料は各住宅により異なります。家賃と一緒に、毎月口座振替で納入してください。

1.4 ペットについて

ペットは一時預かり、飼育とも全面禁止です。ペットの飼育、一時預かり餌やり等の迷惑行為は住宅の明け渡し対象となります。

1.5 住宅の使用について

住宅の転貸や入居の権利を譲渡、無断で住宅以外の用途に使用したときは明け渡しの対象となります。

16 住宅情報

赤城町住宅	
所在地	熊谷市赤城町一丁目 147 番地 4 〒360-0826
建設年度	昭和 54 年度
規模	中層住宅（4 階建） 24 戸
間取り	3DK
ガス設備	都市ガス（東京ガス株）
交通手段	秩父線石原駅より徒歩 10 分
その他施設	駐車場（空き待ちとなる場合があります。）駐輪場
	浴槽
学校区	市立石原小学校 市立荒川中学校

籠原住宅	
所在地	熊谷市新堀新田 516 番地 4 ほか 〒360-0842
建設年度	昭和 58 年度から平成 12 年度
規模	中層住宅（3.4.5 階建） 11 棟 248 戸
棟別間取り	2LDK（10 号棟（107・108）11 号棟（106）） 3 戸
	3DK（1・2・3・4・5・6・7・8・9・11 号棟） 208 戸
	3LDK（10 号棟 11 号棟（103・104・105）） 37 戸
ガス設備	都市ガス（東京ガス株）
交通手段	JR 高崎線籠原駅より徒歩 15 分
その他施設	駐車場（空き待ちとなる場合があります。）駐輪場 集会所
	浴槽 給湯器（10、11 号棟のみ） エレベーター（10、11 号棟のみ）
学校区	市立籠原小学校 市立三尻中学校

中妻住宅

所在地	熊谷市下奈良 778 番地 5 ほか 〒360-0802
建設年度	昭和 59 年度から昭和 61 年度
規模	中層住宅（3 階建） 3 棟 54 戸
間取り	3DK
ガス設備	プロパンガス（熊谷液化石油ガス組合）
交通手段	J R 高崎線熊谷駅よりバス 16 分 下車徒歩 9 分
その他施設	駐車場（空き待ちとなる場合があります。）駐輪場
	浴槽
学校区	市立奈良小学校 市立奈良中学校

籠原八平前住宅

所在地	熊谷市新堀 1228 番地 2 ほか 〒360-0841
建設年度	昭和 41 年度から昭和 44 年度
規模	中層住宅（4 階建） 4 棟 96 戸
棟別間取り	2DK（2・3・4 号棟） 72 戸
	2UDK（1 号棟） 24 戸
ガス設備	都市ガス（東京ガス株）
交通手段	J R 高崎線籠原駅より徒歩 20 分
その他施設	浴槽
学校区	市立籠原小学校 市立三尻中学校

大幡住宅

所在地	熊谷市柿沼 780 番地 53 ほか 〒360-0803
建設年度	昭和 46 年度から昭和 55 年度
規模	中層住宅 (3.4.5 階建) 12 棟 273 戸
棟別間取り	1・4 号棟 2DK 48 戸
	2UDK (3・5・6・11・12 号棟) 146 戸
	3DK (2・7・8・9・10 号棟) 79 戸
ガス設備	プロパンガス (日本コークス販売(株))
交通手段	JR 高崎線熊谷駅よりバス 9 分 下車徒歩 11 分
その他施設	駐車場 (空き待ちとなる場合があります。) 駐輪場
	浴槽
学校区	市立大幡小学校 市立大幡中学校

江波住宅

所在地	熊谷市江波 150 番地 1 〒360-0212
建設年度	平成 4 年度
規模	中層住宅 (3 階建) 18 戸
棟別間取り	2DK 12 戸
	3DK 6 戸
ガス設備	プロパンガス (埼北 LP ガス協同組合)
交通手段	JR 高崎線熊谷駅よりバス 22 分 下車徒歩 15 分
その他施設	駐車場 (空き待ちとなる場合があります。) 駐輪場
	浴槽 給湯器 (一部住戸)
学校区	市立長井小学校 市立妻沼東中学校

記入例

市営住宅入居申込書

令和〇〇年〇月〇日

埼玉県住宅供給公社理事長 宛

市営住宅への入居の承認を受けたいので、別記(裏)の事項を承知のうえ、熊谷市営住宅条例第8条第1項の規定により、次のとおり申込みます。

申込者	住所	熊谷市宮町二丁目47番地1 アパート宮町101								
	氏名	熊谷 太郎	電話番号	000-000-0000						
勤務先	所在地	熊谷市赤城町一丁目147番地1								
	名称	埼玉商事(株)熊谷支店	電話番号	000-000-0000						
世帯構成 (現に同居し、又は同居しようとする親族等)	続柄	ふりがな	生年月日			年齢	職業	障がい区分等級		
		氏名	年	月	日			区分	級	
	本人	くまがや たろう 熊谷 太郎	昭 平 令	44	5	14	51	会社員	身 体 精 知 神 的 其 他	
	妻	くまがや はなこ 熊谷 花子	昭 平 令	45	1	29	51	パート	身 体 精 知 神 的 其 他	2
	子	くまがや じろう 熊谷 次郎	昭 平 令	15	8	10	17	高校生	身 体 精 知 神 的 其 他	
	子	くまがや なおこ 熊谷 直子	昭 平 令	18	12	1	14	中学生	身 体 精 知 神 的 其 他	
		昭 平 令						身 体 精 知 神 的 其 他		
入居を希望する住宅			現在の住宅							
住宅の種類 (該当に○印) 一般・単身・兼用・母子・高齢・障がい者			(該当に○印)		借家 実家 その他 ()					
名称			住宅に困窮している状況		※市営住宅へ申し込みの理由を記入ください (例) 現在住んでいるアパートが取り壊されるため 等					
(申込番号)		(住宅名)								
(例) 2		〇〇住宅								
<input type="checkbox"/> 入居予定者の選定の特例 (条例第11条関係) 第 号該当			備考 募集住宅一覧の「申込番号」と「住宅名」を間違いのないように必ず記入してください							
<input type="checkbox"/> 特定入居 (条例第5条関係) 第 号該当										

※太線の枠内のみ、記入してください。

※「生年月日(元号)」の区分欄については、該当を○で囲んでください。

※本人及び同居者に障がいをお持ちの方がいる場合は、「障がい区分・等級」欄の該当項目を○で囲み、等級を記入してください。

(表)

市営住宅入居申込書

年 月 日

埼玉県住宅供給公社理事長 宛

市営住宅への入居の承認を受けたいので、別記(裏)の事項を承知のうえ、熊谷市営住宅条例第8条第1項の規定により、次のとおり申込みます。

申 込 者	住所										
	氏名						電話番号				
勤務先	所在地										
	名称						電話番号				
世帯構成 (現に同居し、 又は同居しようとする親族等)	続柄	ふりがな	生年月日			年齢	職業	障がい区分等級			
		氏名	年	月	日			区分	級		
	本人		昭平令					身体 精神 知その他			
			昭平令					身体 精神 知その他			
			昭平令					身体 精神 知その他			
			昭平令					身体 精神 知その他			
			昭平令					身体 精神 知その他			
		昭平令					身体 精神 知その他				
入居を希望する住宅			現在の住宅								
住宅の種類(該当に○印) 一般・単身・兼用・母子・高齢・障がい者			(該当に○印)			借家 実家 その他()					
名称			住宅に困窮している状況								
(申込番号)		(住宅名)									
<input type="checkbox"/> 入居予定者の選定の特例(条例第11条関係) 第 号該当						備考					
<input type="checkbox"/> 特定入居(条例第5条関係) 第 号該当											

※太線の枠内のみ、記入してください。

※「生年月日(元号)」の区分欄については、該当を○で囲んでください。

※本人及び同居者に障がいをお持ちの方がいる場合は、「障がい区分・等級」欄の該当項目を○で囲み、等級を記入してください。

(裏)

別記

この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は入居申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるときは、入居の承認を受けられなくても異議ないことを誓約します。

また、入居の承認を受けた後に、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部長に照会されることに同意します。

同 意 書

埼玉県住宅供給公社がお客様の個人情報をお預かりする場合は、利用目的等の通知または公表を行ったうえで、利用目的の達成に必要な範囲で収集いたします。

また、保有するお客様の住所・氏名等の個人情報につきましても、公社個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。

については、下記事項をご確認いただき、同意の証として住所・氏名欄にご署名をお願いいたします。

記

1 個人情報の利用目的

- ① 賃貸住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
- ② 各種情報、及び連絡事項のご連絡のご案内
- ③ 各種アンケートのお願い
- ④ 調査・統計資料の作成
- ⑤ その他住宅等の管理上必要な場合

2 個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

3 個人情報の第三者提供

当公社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

4 個人情報の預託

当公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。

5 個人情報の利用目的の通知および開示等のお求めの手続き

当公社は、本人又は本人から依頼された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しております。

なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

私が提供する個人情報の利用目的等の上記事項について、確認しました。ついては、その利用目的等について同意します。

令和 年 月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

申込者 住所 _____

申込者 氏名 _____

個人情報の取扱いに関するご相談、苦情窓口

TEL 048-829-2863 FAX 048-824-3786

メールアドレス privacy@sajik.or.jp

自活状況申立書（単身入居の入居者資格認定のための申立書）

氏名	生年月日	年	月	日生（	歳）
現住所					

《 該当するものに丸印を付け、又は記入欄に記入してください。 》

1 あなたは単身で日常生活を営むうえで何らかの介護（介助・援助）を必要としますか。

- ①必要とする ②必要としない

※ 下記の質問「4」に掲げる項目に照らしてお答えください。

◎上記1で「必要としない」とお答えになった方は最後の5の親族に関する事項のみお答えください。

2 現在のあなたのお住まい等の状況についておたずねします。

(1) あなたの現在のお住まい等は

- ①住宅 ②施設・病院等 ③その他（具体的に）

(2)住宅にお住まいの方におたずねします。

・あなたの住んでいる居室の階層は

- ①1階 ②2階（エレベーター有・無） ③3階以上（エレベーター有・無）

・同居している方は

- ①いる ②いない

(3)施設・病院等に入っている方におたずねします。

・施設・病院等の名称は（）

・施設・病院等の種類は

- ①特別養護老人ホーム ②障害者療護施設 ③病院・診療所

④その他（）

・現在の施設・病院等から市営住宅への移転を希望する理由をご記入ください。

[]

3 現在のあなたの心身の状況等についておたずねします。

(1) 介護保険法による市町村の認定を ①受けている ②受けていない

市町村の認定を受けている場合はその内容（要支援、[要介護1、2、3、4、5]）

(2) 日常生活において何か福祉用具を使用していますか。

①使用している 福祉用具の種類（） ②使用していない

4 あなたの現在の日常生活における介護（介助・援助）の状況等についておたずねします。

裏面表中の該当する欄に丸印を記入してください。また、介護（介助・援助）が必要な場合は、現在受けている介護（介助・援助）の内容、

入居申込みをした市営住宅において受ける予定の介護（介助・援助）の内容等について、具体的に記入してください。

この申立書は単身入居用住宅（単身一般兼用を含む。）へ申込みをする単身者の方に提出していただくものです。

項 目		①現在の日常生活において介護（介助・援助）を必要としているか			② ①において介護（介助・援助）が必要と答えた場合、現在の介護（介助・援助）をどこから受けていますか			③ ①において介護（介助・援助）が必要と答えた場合、市営住宅に入居したときにどこから介護（介助・援助）を受ける予定ですか			
		不 必 要	一 部 必 要	全 部 必 要	介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介助・援助		介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介助・援助		
						公的機関（市町村、保健所、支援センターなど）	民間（ボランティア団体、NPO、親族など）		公的機関（市町村、保健所、支援センターなど）	民間（ボランティア団体、NPO、親族など）	
基 本 的 な 動 作	居宅における移動										
	食事										
	お風呂										
	トイレ										
	着替え										
	炊事・洗濯・掃除など、ふだんの家事										
そ の 他	相談										
	見守り										

○現在受けている介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

[]

○現在受けている医療（訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など）があり、それについて知らせておきたいことがあれば、その具体的な内容をご記入ください。

[]

○入居申込みをした市営住宅において受けることを予定している介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

[]

5 生活の相談ができる親族（2名）の氏名、住所、年齢、電話番号、続柄をご記入ください。

氏 名	住 所	年 齢	電 話 番 号	続 柄

以上の申立てのとおり相違ありません。また、熊谷市が単身入居の入居者資格の認定を行うに際し、市町村（福祉主管部局等）に意見を求める必要がある場合において、熊谷市が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村（福祉主管部局等）に情報提供することに同意します。

令和 年 月 日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

氏 名 _____

前年1月2日以降に現在の職場に就職した方に提出していただくものです。

給 与 支 払 証 明 書

氏名		採用 年月日	年 月 日	職種		扶養家族	人
----	--	-----------	-------	----	--	------	---

年 月	基 本 給	賞 与	時間外勤務手当	その他の手当	月の総支払額
年 月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合 計					

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

令和 年 月 日 給与支払者 所在地 _____
 電 話 _____
 名称及び代表者氏名 _____

⑩

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

●記載上の注意……給与支払者様へ

- ア さかのぼって1年間（勤務が1年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。（前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。）
- イ 記載事項は給与の原簿からペンまたはボールペンで正確に転記してください。
- ウ 記載される金額は、税込額により記入してください。（手取り金額ではありません。）
- エ 記載を必要としない欄は斜線を引いてください。
- オ 訂正箇所には必ず訂正印を押してください。
- カ 通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

該当される方はコピーをして
ご利用ください。

事業所得等収支明細書

令和 年 月 日

1 氏名 _____ ⑩

住所 _____ 電話番号 _____

3 事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 業種名 _____

4 事業期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

事業所名称 _____

事業所所在地 _____ 電話番号 _____

該当される方はコピーをして
ご利用ください。

5 月別収支内訳

区分		月別											
		年 月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
収入の部													
	計												
支出の部													
	計												
差引													

※この収支明細書を提出する方は、現金出納帳など収支明細を証明できる帳簿を持参ください。

※さかのぼって1年間（1年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。

（この証明書は前年1月2日以降に自営業を開業した方に提出していただくものです。）

退 職 証 明 書

住 所 _____

氏 名 _____

上記の者は、 年 月 日付で退職したことを証明します。

令和 年 月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

証明者 { 住 所 _____
名 称 _____
代表者名 _____ (印)
電話番号 _____

該当される方はコピーをして
ご利用ください。

(この証明書は前年1月2日以後退職し、現在無職の方に提出していただくものです。)

在 職 証 明 書

住 所 _____

氏 名 _____

上記の者は、 年 月 日より当社（所）に在職していることを証明します。

勤務場所 熊谷市 _____

令和 年 月 日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

証明者 {

住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ (印)

電話番号 _____

該当される方はコピーをして
ご利用ください。

婚 約 申 立 書

令和 年 月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

私たちは、 年 月 日婚約が成立し、入居可能日の前日までに入籍することを申し立てます。なお、入籍後はすみやかに戸籍謄本を提出することを申し添えます。

申込者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

生年月日 _____ 年 月 日生

婚約者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

生年月日 _____ 年 月 日生

該当される方はコピーをして
ご利用ください。

内縁・パートナーシップ関係申立書

令和 年 月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

私たちは、内縁・パートナーシップ関係にあることを申し立てます。

申立者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

生年月日 _____ 年 月 日生

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

生年月日 _____ 年 月 日生

※ それぞれの戸籍謄本を添付してください

該当される方はコピーをして
ご利用ください。

17 募集住宅一覧

○単身・一般兼用住宅（単身、一般世帯が申込みできる住宅）

申込番号	住宅名	号棟	号室	建設年度	間取	階数	家賃(円)	施設、設備関係			
								ガス	駐車場	トイレ	E V
1	籠原住宅	1	202	S58	3DK(6・6・6)	2	21,000～41,300	都	有	洋	無
2	籠原住宅	2	103	S58	3DK(6・6・4.5)	1	18,300～36,000	都	有	洋	無
3	籠原住宅	5	103	H2	3DK(6・6・4.5)	1	22,400～43,900	都	有	洋	無
4	大幡住宅	9	103	S54	3DK(6・6・6)	1	19,400～38,000	プ	有	洋	無
5	大幡住宅	9	203	S54	3DK(6・6・6)	2	19,400～38,000	プ	有	洋	無
6	大幡住宅	12	202	S49	2UDK(6・6)	2	13,200～21,700	プ	有	洋	無
7	中妻住宅	2	202	S59	3DK(6・6・6)	2	21,100～41,400	プ	有	洋	無
8	江波住宅	1	11	H4	3DK(6・4.5・4.5)	1	21,700～42,700	プ	有	洋	無

○一般住宅（二人世帯以上が申込みできる住宅）

申込番号	住宅名	号棟	号室	建設年度	間取	階数	家賃(円)	施設、設備関係			
								ガス	駐車場	トイレ	E V
9	赤城町住宅	1	304	S54	3DK(6・6・4.5)	3	16,700～30,700	都	有	洋	無
10	籠原住宅	11	102	H12	3LDK(6・4.5・4.5)	1	31,000～60,800	都	有	洋	有

●住宅の所在地等については、「16 住宅情報」(P16～P18)「18 熊谷市営住宅位置図」(32 ページ)を参考にしてください。

●家賃は収入に応じて幅があり、毎年度見直されます。(掲載の家賃は今年度の家賃です。)

●ガスの「都」は都市ガス、「プ」はプロパンガスになります。

●トイレの「洋」は洋式トイレになります。

●2UDKの「U」は、2畳半ほどのユーティリティ(多目的スペース)です。

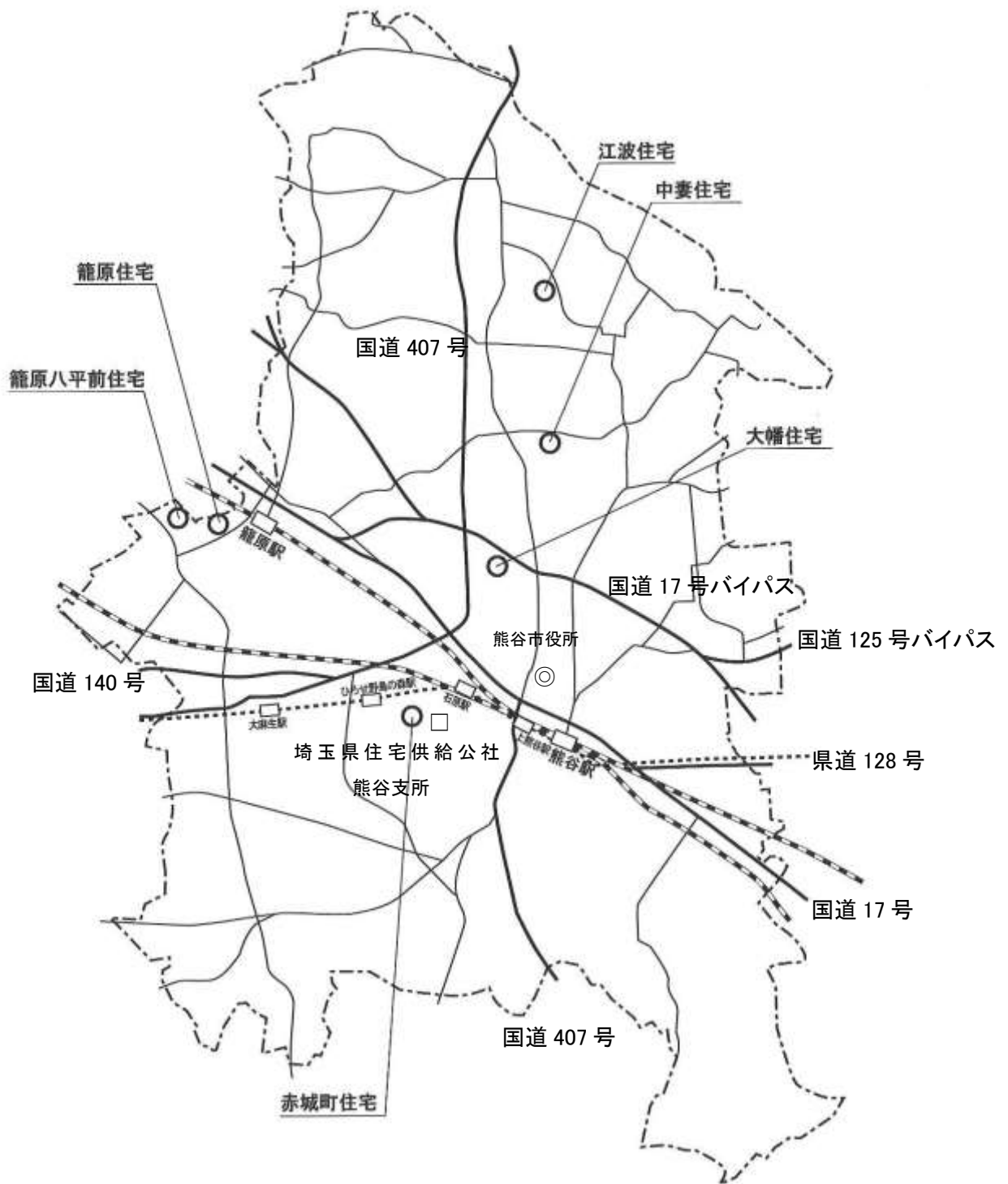
注意 申込書には、「申込番号」と「住宅名」を必ずご記入ください。

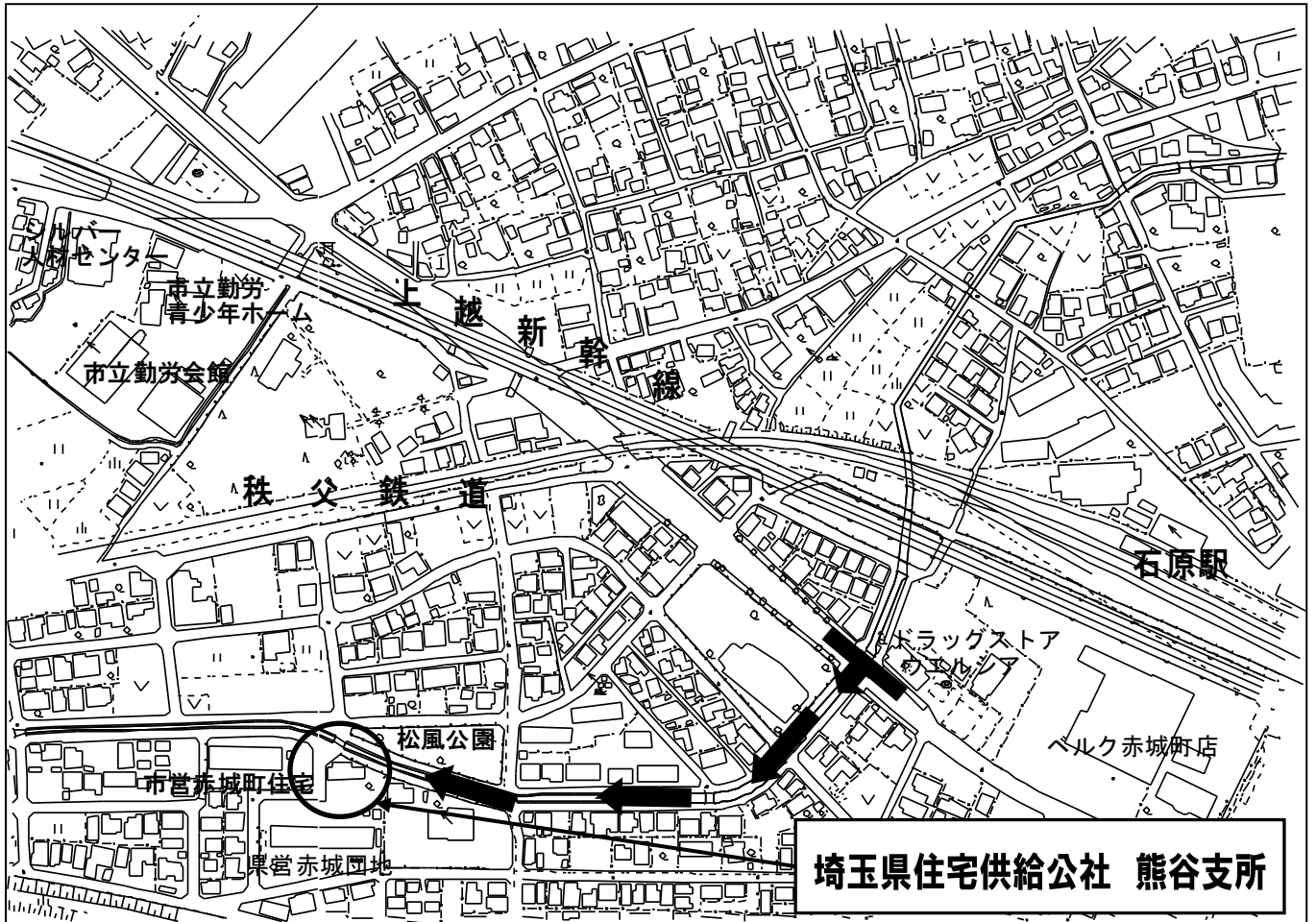
「E V」はエレベーターの設置の有無です。

募集住宅の種類について

住宅の種類	内 容
一般住宅	入居者が2人以上の一般世帯用の住宅(※単身の方は申込みできません)
母子父子世帯向住宅	入居者が2人以上の「母子父子世帯」用の住宅
単身・一般兼用住宅	一般・単身世帯ともに申込みできる住宅

18 熊谷市営住宅位置図





お問い合わせ先

埼玉県住宅供給公社 熊谷支所

TEL:048-577-6043

FAX:048-524-9769

受付時間 午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15

(土、日及び祝祭日を除く)

電話のおかけ間違いにご注意ください。

〒360-0826 埼玉県熊谷市赤城町一丁目 147 番地 2

熊谷市営住宅担当